

近接排気騒音試験

1. 総則

近接排気騒音試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）別添「近接排気騒音の測定方法」の規定及び本規定によるものとする。

ただし、大型特殊自動車等この規定によることが困難な自動車の試験については、この規定によらないことができる。

2. 試験自動車

試験自動車のタイヤの空気圧は、諸元表に記載された空気圧であること。なお、空気圧は、試験自動車が走行前（冷間）に水平面で静止している状態で測定する。

3. 試験場所

(1) 騒音測定を行う場所は、できるだけ周囲からの反射音による影響を受けない場所とし、その場所の暗騒音の大きさは、原則として自動車騒音の大きさより10dB以上小さくしなければならない。

(2) 騒音の大きさの測定は、風速が5m/s以下のときに行うものとする。

4. 試験機器の調整等

4.1 騒音測定装置

騒音測定装置（騒音計、自動記録装置及び接続コードをいう。以下同じ。）については、次の規定によるものとする。

4.1.1 騒音の自動記録装置

自動車騒音の大きさは、原則として自動記録装置（騒音計の指示値に相当する値を記録紙等にアナログ表示により自動記録する装置）を用いて記録するものとする。

なお、自動記録装置は、騒音計に接続した状態で、精度、動特性等の性能がJIS C1509-1-2005 クラス I に準じた性能を有するものとする。

4.1.2 騒音測定装置の暖機

騒音測定装置の暖機は、騒音の大きさの測定を行えるように接続した後、当該機器の製作者の定める要領により行う。

4.1.3 騒音測定装置の校正

騒音測定装置の校正は、暖機後において、ピストンホン又はそれと同等の性能を有するものを用いて騒音計のマイクロホンに一定の音圧を加えることにより行う。

5. 暗騒音の大きさの測定

暗騒音の大きさの測定は、試験の直前又は直後に連続して5秒間程行う。ただし、瞬間的な騒音は、暗騒音として取り扱わない。

6. 騒音の測定値の取扱い

(1) 自動車騒音の大きさの測定値は、騒音計の指示値（自動記録装置を使用する場合は自動記録装置の記録値）の最大値を1dB単位（小数第1位を切り上げる。）で読みとった値とする。また、暗騒音の大きさの測定値は、騒音計の指示値の平均を1dB単位（小数第1位を切り上げる。）で読みとった値とする。

- (2) 自動車騒音の大きさの測定は、2回行う。ただし、測定値に2dBを超える差があるときはその2回の測定値は無効とする。
- (3) 自動車騒音と暗騒音の大きさの測定値の差が3dB以上10dB未満の場合は、自動車騒音の大きさの測定値から別表の補正量を差引いた値を補正值とし、3dB未満の場合は、測定値を無効とする。
- (4) 自動車騒音の大きさの2回の測定値（(3)により補正した場合は補正值）のうちいずれか大きい方の値を試験の成績とする。

7. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

- 7.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 7.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

別表

自動車騒音と暗騒音の大きさの測定値の差 (dB)	3	4～5	6～9
補正量 (dB)	3	2	1

付表

近接排気騒音の試験記録及び成績

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

◎試験自動車

車名・型式（類別）

車台番号

原動機型式・最高出力 kW{PS}/min⁻¹{rpm}

過回転防止装置 有 ・ 無

過回転原動機回転速度（設計値） min⁻¹{rpm}

◎試験条件

天候 風向 風速 m/s

◎試験機器

騒音計 自動記録装置

◎試験成績

○近接排気騒音試験

測定回数	原動機の最高出力時の回転速度の75% (50%)の回転速度 min ⁻¹ {rpm}	暗騒音の 大きさ (dB)	自動車騒音の大きさ(dB)		成績 (dB)	備考
			測定値	補正值		
右	1					
	2					
左	1					
	2					

注. 複数の排気口があり記入欄が不足する場合は（ ）で記入し、その旨を備考欄に記入する。

備考
